

## ボイラー設備設置事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

- (1) 本事業は、大規模な工場等が立地する工業地帯に位置する既存工場内で実施されることから、工場内の既存施設及び周辺工場等からの影響を十分考慮して環境影響評価を実施すること。
- (2) 建設廃材を材料とした木屑及び石炭を燃料としていることから、ダイオキシン類による土壌への影響並びに水銀等による大気、水質及び土壌への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に燃料の組成及びダイオキシン類等の排出量を具体的に記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

### 2 環境影響評価項目について

- (1) スクラバー排水中に含有するダイオキシン類等による影響が懸念されることから、工場における事業活動に「水の汚れ」及び「水質の有害物質等」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 国道289号における、工事中の工事関係車両の運行及び供用後の燃料運搬等の車両の運行による騒音の影響が懸念されることから、車両の運行に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 大規模な工作物（煙突）が設置されることから、工作物の存在に「景観」を環境影響評価項目として追加すること。

### 3 調査、予測及び評価の手法について

大気質項目については、排出源の位置が高いことから、上層気象の調査を行うなど調査地域の気象状況を適切に調査し、逆転層の出現等の状況を把握して予測及び評価を実施すること。

### 4 その他

上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。